

大学院の昼夜開講制について

佐々木 享

I

「大学院への社会人入学」の定義は必ずしも明確ではない。

昼間には職業等に従事するいわゆる社会人を入学させ、社会人としての生活とともに大学院での学習・研究を行わせることを本旨としている定時制（夜間）3年課程の大学院——法政大学と東京電機大学とに設置されている——こそが、「大学院への社会人入学」というに最もふさわしい、と筆者は考えている。この定時制（夜間）課程の大学院は、今日「社会人入学」と称されている他の形態のどの大学院より古い歴史をもっている。

しかし、近年は社会人入学が懲遷されているというのに、この定時制（夜間）課程の大学院は上記の2校以外には1校もふえていない。それどころか、上記2校は通例は大学院の社会人入学の事例には数えられないことが多いし、これを社会人入学の中に入れる場合にはむしろ例外的なものとしてきた。一見不思議なこの扱いは、この大学院の定時制（夜間）課程が法令によって公認されていなかったことに関連している。

こうした法令上の制約（？）があったため、「大学院の社会人入学」という概念は、ある意味では奇妙なことに、大学院が昼間課程であることをいわば前提とし、昼間課程である大学院に社会人を受け入れるシステムを意味してきた。また、昼間を通例としているところに社会人を受け入れるために、教育上の特別な配慮が要求されることになっていた。

言い換えると、大学院の社会人入学という制度や考え方は、社会人入学の典型ともいべき定時制（夜間）課程の大学院が公認されていなかったところに成立しているわけである。

1989年9月になって大学院に定時制（夜間）課程が法令上に公認されるに至ったので、大学院への社会人入学という概念やその運用などは今日のそれとは違ったものになると考えられる。

II

大学の学部で実施されている「社会人入学」の制度の成立基盤は、大学院の場合とはやや異なっている。学部については、大学院とは違って、「夜間において授業を行う学部」（学校教育法第54条）と「通信による教育を行う学部」（同法第54条の2、第2項）とが戦後の初めから公認されていたからである。このため、「社会人入学」と名づけているかどうかは別として、実態としての学部への社会人入学は、①夜間の学部、②通信制の学部、③昼間制の学部での社会人入学制度、④夜間の学部への社会人入学制度、に区分することができる。

夜間の学部は、その本来の趣旨は、働きながら教育を受け学習することにあったといえる。夜間学部の学生は、勤労学生などと呼ばれることが多く、実態的には高卒後直ぐに進学する者が多かったとみられている。しかし、大学入学資格には年齢に上限を設けてはいないから、すでに職を持つ社会人に対しては、通学の便宜さえあれば、夜間学部は最適の便宜を提供とてきたといえる。

元来、わが国の旧制大学にあっては、帝国大学のみの時代も、また1918年の大学令以後においても夜間学部は認められていなかった。早稲田、慶応は別として、日本大学、法政大学、中央大学など古い歴史をもつ私学は、専門学校時代からいずれもむしろ夜学を主体として発達してきたのだった。これらの私学は、大へんな努力をして大学となったが、学部には夜学が認められなかったため、従来の夜学部門は大学の附属専門部の夜学（二部）として存続がはかられた。大学には夜間学部は認められなかったが、専門学校令による専門学校には夜間課程を置くことが認められてきたからである。もっとも、専門学校に夜間課程を置くことが認められていたといっても、実際に夜間課程を設けていた専門学校は長い間私立学校のみであった。

文部省は、1920年代に入ると、工業学校、商業学校をはじめ実業学校に夜間課程を設けることを相ついで公認したが、中学校と高等女学校に夜間課程を置くことについては極めて消極的であった。中学校と高等女学校の夜間課程は、長い間各種学校として位置づけられたままであり、専検（専門学校入学者検定規程）によっていずれの専門学校についても入学資格が与えられる一般指定の学校とされたのがようやく1933年のことであり、正規の中等学校として公認されたのは1943年のことであった。

文部省は、中等教育の機会を勤労青年のために拡充することにさえ消極的な程であったから、戦前には大学、高等学校については、ついに夜間課程を公認しなかった。また専門学校についても、私立学校が夜間課程を設けることを認めてはいたが、長い間官立の学校には夜間課程を設けなかった。官立の専門学校本科に初めて夜間課程が設置されたのは、第二次世界大戦末期の1942年であった。大戦末期の異常な人材不足が、ついに官立専門学校への夜間課程設置をもたらしたのである。

こうした経過を経て発足した新制大学については、夜間課程の学部は初めから公認された。夜間の学部を公認したことは、大学通信教育を公認したこととあいまって、高等教育機会の拡充という点でみると新制大学の最も重要な特徴の一つであった。

しかし、夜間課程の学部開設の実情は、たとえば1963年段階で51校で、このうち国立大学は6校（11.8%）、公立大学は4校（7.9%）にすぎず、私立大学が80.3%（41校）を占めていた。新制大学となるにあたって積極的に夜間学部を開設した大学もあるが、多くは旧学制の時代に専門学校あるいは付属専門部の夜間課程をもっていた学校が新制大学となるに際してこれを夜間学部として改編したのであった。（もっとも、国立の短期大学については、同じ1963年現在、28校中23校までが夜間課程であり、昼間課程は5校に過ぎなかった。）このように夜間課程の学部の少ないことが、国立大学の昼間学部に社会人入学の制度を設ける意義を浮かびあがらせているといえる。

同様の事情は、通信教育による大学・学部についても指摘できる。通信教育という教育システム

は社会人の学習システムとしては最適の筈である。通信制による大学の制度は、それ自体が社会人入学の制度だといっても過言ではない。しかしこれも、放送大学開設以前には国立・公立大学は1校もなかったし、今日なお、放送大学のテレビを視聴できる地域は限定されている。通信教育という学習方法は、厳しい制約をもっているし、それをいくらかでも緩和する筈のテレビ通信教育による大学にも、教育機会の提供という点では、いまなお大きな限界があるといわなくてはならない。

ところが最近のいわゆる社会人入学の制度は、本来的にはそれ自体が社会人に教育機会を提供するために設けられている筈の夜間学部にも開設される傾向がある。この場合の社会人入学の制度は、教育システムに重点がおかれているのではない。社会人たる入学志願者を、高校新卒の入学志願者と一諸に競争させるのではなく、これとは別個の方法ないし別枠で選抜するところに積極的な意味が与えられている。夜間学部の社会人入学は、入学後の勉学に関して特別の便宜を提供するのではなく、「社会人のための特別選抜」にすぎないのである。

これと似た事情は、昼間制学部の社会人入学についてもいえる。この場合も、社会人を高校新卒者とは別の方法・別枠で選抜するのであるが、入学後の勉学条件は基本的には社会人入学者も高校新卒の入学者も区別されないのがふつうである。その意味では、昼間学部の社会人入学は、夜間学部の代替物となることはできない。

こうした大きな制約をもっているにもかかわらず「社会人入学」が宣伝されるのは、卒業後いったん社会に出て働き始め、一定の社会生活の経験をもった者に、改めて学習の機会を提供することに積極的な意義が与えられているからである。しかし、昼間制学部の社会人入学は、主婦は別として、勤務している社会人に対して入学後には勤務を中断することを余儀なくさせていることには留意しなくてはならない。

III

原正敏の報告が指摘しているように、今日「大学院の社会人入学」とよばれているものはいくつかのタイプに分けられる。

社会人入学の典型というべきものはむしろ大学院の定時制（夜間）課程であると筆者は考えるが、これを典型的なものとするか例外的なものとするかは、重要な論点となる。現行制度では例外とされてきた定時制（夜間）課程についてはのちにのべることにして、ここではまず、現行制度でいうところの「社会人入学」の制度について、若干の論点を整理してみる。

社会人入学といわれる場合の共通の特徴は、入学資格について、学部卒業後直ちに大学院進学をめざすという通常のあり方と区別して、学部卒業後に一定期間の社会生活を送ってきた経験をもっていることを要求していることである。いわゆる受験浪人はもちろんふくまれない。ある専攻の入学定員の全部を社会人入学とする場合と、一定人数に限定している場合とがある。要求される社会人としての年数（あるいは年齢の下限）や従事してきた職務内容は、専攻によって区々である。

社会人入学にみられるもう一つの特徴は、学部卒業後に直ちに受験する者と社会人とで入学者選

抜の方法を違えていることである。

元来、大学院の入学者選抜方法には、学部の入学者選抜とは異って、文部省などによる規制も事実上ないに等しく、定型化されてもいない。しかし、多くの大学院は1あるいは2か国語の外国語を課しているし、学部卒業直後を想定した専門科目を課している。同じ選抜方法をとったのでは社会人に不利になることが多いし、社会人としての知見を積極的に生かすという社会人入学の趣旨が生きないので、外国語の数を減らすとか外国語の試験を専門科目に替える、あるいは社会人として学んだ知見を面接試験で念入りに調べるなどの措置をとっている場合が多い。

大学院の社会人入学といわれている事例をみると、以上のような入学資格の限定、入学者選抜方法についての特別な配慮を行う場合に限っている場合もある。このような場合には、「社会人入学」というのはまぎらわしいので、「社会人に対する特別入学（者選抜）制度」とか「社会人入試」と呼ぶのが適切であるようにおもわれる。現に明治大学大学院ではそうよんでいる（水越潔「明治大学大学院経営学研究所の社会人入試」『大学と大学生』第273号、1988年9月号）。

しかし、こうした関門をくぐって社会人が大学院に入学したとしても、その大学院の教育・研究が昼間制を前提としたのでは、主婦など特別な場合を別とすれば、入学した社会人は勤務の中断——多くは退職、少なくとも休職——を余儀なくされる。社会人入学の趣旨を積極的に生かすためには、入学後の教育・研究指導に特別な配慮がもとめられるわけである。

これまで現実に社会人入学を実施している大学院の大部分は、——入学資格、入学者選抜方法という点でのみ特別な配慮をしている大学院を別として——大学院設置基準（昭和49年6月20日 文部省令第28号）第14条の規定*に準拠したものである。この方式を採用している大学院は、『平成元年度全国大学一覧』（1889）によると、20大学25研究科に達している。

*第14条 修士課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

この大学院設置基準第14条の規定は、教育システムについての特例を認めているに過ぎない。すなわち、この規定自体は社会人入学を認めたものではない。それにもかかわらず、この第14条の規定に準拠して運用している大学院が社会人入学を実施していると理解されているのは、この規定がいわゆる社会人入学を予定して設けられたものだからであり、また、社会人入学を実施している大学院の大部分がこの規定に準拠して教育や研究指導のシステムに特別なくふうをこらしているからである。

この大学院設置基準第14条の特例規定による教育システムは、文部省の指導で、2年間のうち第1年目はフルタイムで学習してできるだけ単位を取得し、2年目には夜間や土曜日の午後などに授業や研究指導を行うような方法で実施されている。この方式は、社会人入学が全く職場を離れなければならない期間を1年間に短縮しようとするところから生み出されたものであろう。つまり、この方式は、学生の学習・研究と社会生活を可能な限り両立させようとしているわけであり、その

長所は認められるが、その反面、大学院教師の側からみれば、結局、夜間や土曜の午後の授業を毎年開講しなければならなくなるわけであるから、実態としては昼夜開講制と呼ぶべきものとなる。教師の負担増だけでなく、図書館の夜間開館等の事務機構も整備しなくてはならないことになる。ここに、この方式の大きな矛盾と難点がある。昼夜開講制は、事実上、定時制（夜間）課程と選ぶところのない条件整備がもたえられるわけである。

このように考えると、定時制（夜間）課程を法政大と電機大のみの例外としないで、正規の課程として位置づけるべきだという考え方が生まれるのはむしろ自然であった。こうして、1989年9月の大学院設置基準の改正では、第二条の二がくわえられ、夜間課程が公認されるに至った。

IV

大学院における定時制（夜間）課程は、今日のところ法政大学大学院と東京電機大学大学院にのみ開設されている。そして、社会人入学が宣伝されるようになった昨今においても、この定時制（夜間）課程がふえないのは、このような課程が法令で認められていなかったためであることもよく知られている。しかし、ここでいう法令とは「大学院設置基準」（1974年、文部省令第28号）をさしていることには改めて注目する必要がある。

戦後の大学院制度はこの大学院設置基準の制定より25年程以前に発足した。当初、大学院の設置に関して基準とされたのは1949年4月に大学基準協会が制定した「大学院基準」であった。この大学院基準は、1955年に一部改訂されたが、今日まで廃棄されたことはない。

この現在も生きている（？）大学院基準には、次のような規定がふくまれている（第二 基準の第2項）。

修士の学位を得んとする者は、全日制にては二カ年以上、定時制にてはこれに相当する期間在学し、専門分野について三十単位以上取得し、研究論文を提出し、且つ最終試験を受けなければならない。

この規定は、大学院修士課程に定時制の課程を置くことを容認していることをしめしている。定時制の課程を認めるかどうかは、1989年9月までは、大学院基準と大学院設置基準とでは違っていたわけである。

学校教育法の大学院に関する条文は、学部の場合とは違って、夜間の課程に関しては何ら規定していない。このことは、二様の解釈を可能にする。その一つは、学部に関してことさらに夜間学部を容認することを規定していることからみて、この種の規定がない大学院については夜間課程は認められないとする考え方である。1989年8月までの大学院設置基準はこの解釈を前提としていたようにおもわれる。この解釈は、昼間制であることを当然として、夜間制の学部の存在を認めなかった大学令下の学部についての考え方と似ている。

他の一つは、学校教育法は大学院の夜間あるいは定時制の課程について特に規定していないのだから、それを容認するかどうかは運用上の問題だとする解釈である。このような解釈は、帝国大学

令あるいは大学令が明文をもって女子の大学入学を禁じていないことを理由に、大学学部への女子の入学を認めた考え方と似ている。当初から定時制課程を容認してきた大学院基準はこの考え方を前提にしていると考えられる。今日では、このような解釈は、たんに考え方として存在したというだけではなく、現実にもこの考え方によって大学院基準が制定され、定時制課程の大学院が創出された事実によって裏づけられていることを無視することはできない。

この大学院基準の成立経過を調べてみると、大学基準協会の評議員会が1949年3月17日に承認した大学院基準の草案では修士課程についてはたんに「一カ年以上在学し」となっていたが、発表の承認を得るためにCIEに英文を提出したところ、発表・制定形式は基準協会が自主的に作ればよいという助言と、内容面では、修士コースには全日制と同程度の定時制をも考慮すべきであるという助言があったので、大学基準協会側はこれを容れ、「全日制にては1カ年以上、定時制にてはこれに相当する期間在学し」と訂正したものを、1949年4月14日に公表したのである（『大学基準協会十年史』1957年、121ページ）。こうした経過でつくられた当初の大学院基準の関係部分はつぎの如くであった。

二、修士の学位を得んとするものは、全日制にては1ケ年以上、定時制にてはこれに相当する期間在学し、専攻科目について30単位以上履修し且つ研究論文を提出しなければならない。

三、博士の学位を得んとするものは、全日制にては3ケ年以上、定時制にてはこれに相当する期間在学し、専攻科目について50単位以上履修し、独創的研究に基づく研究論文を提出し、且つ最終試験を受けなければならない。

この当初の基準においては、修士課程だけでなく、博士課程についても定時制の課程を置くことを認めていたことが注目される。こうして大学院に定時制の課程を容認したことは、学部にも夜間課程を公認したこととあいまって、高等教育の機会を積極的に拡充するという考え方に立脚していたといえる。しかし、この考え方は、残念ながら、大学基準協会自体のなかにあったものではなく、占領軍担当者の示唆によって補強されたものであった。この発想がわが国の大学人自らのものではなかったという弱さは、後に尾をひくことになる。

1950年2月には大学設置審議会が基準協会の定めた大学院基準を大学院設置の基準として採択したので、これによって大学院の設置審査が開始され、1950年には早くも立命館大学、関西大学、同志社大学、関西学院大学の私立大学4校に大学院が設置された。国立大学が1949年度から新制大学を発足させ、これを学年進行で実施に移したのとは異なり、1948、49年度に発足した私立の新制大学には、旧学制下の学生を新制大学の上級学年に編入したところがあったので早くも1950年3月には新制大学卒業者が出ることになり、新制大学院の発足が急がれたのである。そのため、新制大学院を置く私立大学の数は、早くも1951年には15校、52年には23校に達した。

大学院の修士課程に初めて定時制課程が開設されたのは1952年であった。すなわち、この年法政大学大学院に増設された人文科学研究科の日本史学専攻と社会科学研究科の私法学専攻は、修業年限を「定時制三年以上」とし、また立命館大学に増設された法学研究科の公法専攻と文学研究科の

日本文学専攻が修業年限を「全日制二年以上、定時制三年以上」としたのがそれである。両大学大学院にはこれ以外の研究科、専攻もあるのに、この2専攻にのみ定時制課程を開設した理由はわからない。

いずれにせよ、高等教育の拡充に熱心な私立大学の努力により、大学院の定時制課程が空文に終わることなく、実例が開かれたことは重要であった。

その後大学院基準は1955年に改訂され、「基準第二」の二もさきに引用した如くに改められたが、「定時制にてはこれに相当する期間在学し」という部分はそのまま残されていた。ただし、博士課程についても定時制課程を容認する文言は削除された。これまでに博士課程に定時制課程を開設した大学院がなかったためかも知れない。

1958年度からは、東京電機大学大学院工学研究科の修士課程に定時制課程が設置された。この研究科の設置経過は原論文にくわしいが、「文部省ならびに設置審議関係者は、前例のないことなので慎重を極めた」といわれていることについては、やや疑問がある。東京電機大学が定時制課程の大学院設置を申請した当時、定時制課程は公認されていた筈であり、同大学が基準からはみだす形式の課程を創設しようとしたわけではなかったからである。しかも修士課程の定時制課程は、上述のように立命館大学、法政大学にすでに前例があった。強いていえば、理工系の研究科に前例がなかったことを重視したのかも知れない。

資料がないので断定はできないが、設置審や文部省が慎重だったのは、前例がないからではなく、大学院基準には規定があったにもかかわらず、むしろ定時制課程を設置すること自体に消極的——よくいえば慎重——だったのではないかと考えられる。

いずれにせよ、大学院設置基準の制定以前に大学院に定時制課程を設けたのは私立大学のみで、国公立大学には一つの事例もなかった。大学院に定時制（夜間）課程を設けた私学は、いずれも、それ以前から夜間課程の学部を設けていたことも重要である。大学院に夜間課程を設けることになると、教員の指導体制だけでなく図書館の夜間開館をはじめとして事務機構を整備することが必要になるが、前記の私立大学には充分ではないにせよその条件が予め整っていたわけである。これに対して国公立大学は、夜間学部をもつ大学すら数校しかなかったから、まして大学院に定時制の課程を設けるといふ発想が生まれにくかったのは当然だったのかも知れない。

V

大学院設置基準が14条のような特例規定を設け「社会人入学」の名においてこれを推奨しながら、大学院基準が規定している定時制（夜間）課程を正規の課程として認めなかったのは、一見不自然であるようにおもわれる。筆者は大学院基準の制定過程を審かにしていないので、この点に立ち入って検討することはできない。

ただし、定時制（夜間）課程が容認されていた時期にもこの課程をおく大学院がふえず、むしろ立命館大学のように廃止した大学があった背景を推定することはできる。

定時制（夜間）課程となると、学習・研究条件が全日制課程にくらべて格段に厳しくなる。これまでに定時制（夜間）課程を開設した大学院が修業年限を3年としたのはそのためであるが、3年だから充分だとはいえないであろう。学生の側からみたこうした学習・研究条件の厳しさのほかに、これを開設しようとする側からいえば、戦後の学制においては、高等学校の定時制課程がそうであるように、夜間課程を置く場合にはその夜間課程のための教員組織を全日制課程のそれとは別個にもたなければならないという事情があることは、いっそう重要になる。旧学制下の夜間部のように、ほとんどすべてを昼間部の教員の兼任でまかなうことは現在は許されていないのである。大学の夜間学部の場合も、その大学内部での扱いがどうであるにせよ、昼間の学部とは独立した教員組織をもっているのであり、私立大学が夜間学部を設けるについては、それ相当の努力をして教育条件を整備しているのである。夜間学部を置く大学では、高校の定時制などと違って夜間学部の専任教員と昼間学部のそれとを区別していないことが多いために、それが外部からは見えにくいに過ぎない。

同様に定時制（夜間）課程の大学院についても、学生の学習・研究条件の厳しさのほかに、これを設置する側からみれば、全日制課程とは別個に定時制（夜間）課程のための教員組織等を整備しなければならないという問題がある。実際に大学院に定時制（夜間）課程を設置した大学が、従前から夜間学部という事務機構をもつという有利な条件があったにせよ、当該研究科（専攻）については全日制課程と定時制課程を揃えたのではなく、定時制（夜間）課程のみを設置していたのはそのためであったと解される。

この点で想起されるのは、学部レベルのことであったが、東京都立大学で試みられてきた昼夜開講制である。同大学では、1949年の創立以来、昼間部・夜間部の区別をせずに朝から夜まで開講するシステムを採用してきた。学生については、昼間受講を主とする者・夜間受講を主とする者という区分を設けてはいたが、入学試験等は同一であり、もちろん教員組織も単一であった。夜間受講のみでも卒業できるので——ただしこの場合の修業年限は5年以上とされていた——、原則的には、同一の授業を昼夜2度開講するシステムであった。このシステムは、夜間学部（二部）学生に対する差別の風潮が強い一般の状況に照らして、各方面から注目されていた。ところが人文学部からの法経学部の分離独立が課題となった1956年頃から、文部省などから都立大学は昼間学部として認可されたのであって昼夜開講制は学校教育法第54条違反であるという批判が強くなった。学内各方面の慎重な審議を経て、結局、各学部にA類・B類を設けるという申請を出し、文部省はこれを第一部・第二部と改めるという条件付きで認可した。同学内では今日でもA類・B類と称しているが、公式には一部・二部制になったとされている（『東京都立大学三十年史』1981年、76～79ページ）。この学内討議の過程で、工学部などからは昼夜開講制には批判が多かったとされている。教員の負担過重だけでなく、実際的に一部・二部となっている、というのであった。

同大学がどのような申請をしたのか、『大学史』などでは明かでない。はっきりしていることは、同大学の昼夜開講制は、昼間部と夜間部を区別しないという点で学校教育法第54条に抵触する疑義

をもたれながら、また負担過重という歴然たる事実のあるなかで、教職員の懸命な努力で支えられてきたことであった。戦後に夜間部をもつに至った他の多くの大学がその前身の学校にかなり大きな夜間部門をもっていたのに対し、東京都立大学の前身校6校の中で夜間課程をもっていたのはいずれも大戦末期に開校した都立工業専門学校、都立理工専門学校と都立女子専門学校の3校のみであった。その僅かな経験が、高等教育機会の拡充という点での同大学創設期の意義ごみを支えたのであろうか。

前にも触れたように、学校教育法は大学院については学部に関する規定とは異なり定時制（夜間）課程に関して特段の規定をしていない。その意味では、大学院に昼夜開講制を置くことについては、都立大学の学部にもみられたような法解釈上の障害はないといえよう。大学院設置基準第14条の規定による特例の主眼は、定時制（夜間）課程を置くことにあるのではなく、昼間制を前提としながら、それを基礎として昼夜開講制の課程を開設することにあると考えられる。東京都立大学の学部の経験によれば、昼夜開講制は、学生、教職員の意義ごみと負担過重によって支えられるものであった。私立大学や横浜国立大学工学部のように学部にも二部をもつ大学あるいは福島大学経済学部のように短大の夜間部をもっていた大学は、夜間課程についての事務機構があり、若干の経験も蓄積されている。そうした条件をもっていてさえも14条による運用（ないし昼夜開講制）に困難が多いことは、原報告にもみられた日本大学大学院理工学研究科の事例が教えている。

VI

臨時教育審議会の答申（1985～1987年）前後から、生涯学習の機会の拡充、大学院の高度化と弾力化などが叫ばれるようになった。この事態を背景に、大学審議会の議を経て、文部省は1989年9月1日に大学院設置基準の一部を改正し（文部省令第34号）、また同日付で改正の趣旨を各大学に通知した（1989年9月1日、文高大第259号「大学院設置基準の一部を改正する省令の施行等について」）。この改正は多岐にわたっているが、本稿の課題に直接に関連する事項としては、以下の2点がとくに重要である。

1 専ら夜間において教育を行う修士課程について

(1) 社会人の受け入れを積極的に進めていくため、大学院には、専ら夜間において教育を行う修士課程を置くことができることを明らかにしたこと（第2条の2関係）。

2 修士課程の標準修業年限について

(1) 修士課程の標準修業年限については、これまで2年とされてきたが、これを固定的な修業年限とはせずに標準的な修業年限として定めることとしたこと。ただし、専ら夜間において教育を行う修士課程については、その標準修業年限は、2年を越えるものとして定めることとしたこと（第3条第2項関係）。

(2) これは、多様な形での大学院の活性化を推進していくため、修士課程の修業年限について

学生の能力に応じた弾力的な取扱いを行い得るようにすることにより、特に優秀な学生が早期に修士課程を修了して、社会の各方面で活躍し、あるいは修士後期課程に進学し得る途を開く趣旨であり、修士課程のそのものの修業年限を2年未満とすることを認める趣旨ではないこと。新設された「第二条の二」の全文は以下の如くである。

(専ら夜間において教育を行う修士課程)

第二条の二 大学院には、専ら夜間において教育を行う修士課程を置くことができる。

また、改正された第三条第2項は次のとおりである。

2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、前条の修士課程については、その標準修業年限は、二年を越えるものとすることができる。

なお、修士課程の修了要件のうち第十六条第1項には以下のようなただし書きがくわえられた。

ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

これらの改正により、従来、東京電機大学大学院のように例外扱いされてきた大学院修士課程の夜間課程が公認され、同時にその修業年限を3年とすることも公認されたわけである。これらの点に関する限りは、大学院基準の規定がようやく公認されたといって過言ではないであろう。

ただし、特に優秀な者の修士課程の修業年限を1年以上としたのは、通常の修業年限の短縮を意味するものではない、という断わりがつけられている。

大学院修士課程の学習・研究の形態には、全日制のほかに、夜間課程、昼夜開講制が法令上からも認められることになった。東京電機大学大学院等が切り拓いてきた努力が認められるように至ったといってもよい。こうして、大学院教育の機会が制度的には拡充されることになった。

しかし、教育機会が制度面で拡充されたといっても、それを実際化するかどうか、どう実際化するかは、各方面の今後の努力にかかっている。今次省令改正に関する通知は、「今回の改正の趣旨は、個々の大学院の創意と工夫を奨励し、その責任と判断において、各学問分野の特質に応じた、また、それぞれの特色を十分に発揮した多様な教育研究を実施し得る途を開くために大学院制度の弾力化を図るものであります。」とのべている。実際、社会人入学をふくむ教育機会の拡充に関して、大学・大学院の意欲やその主体的な判断は重要である。大部分の大学とくに国公立大学は学部が昼間制のみであることを全く当然のこととして発達してきたし、今日の大学人はその中で育ってきたのであるから、教育機会の拡充、とりわけ社会人に大学・大学院を解放することは、大義名分であり時代の趨勢であるとはいえ、夜間課程あるいは昼夜開講制という発想は、ただちには生まれにくい。それは、多くの場合、大学の機構自体が昼間制のみであることをいわば前提として整備されてきたという面からも条件づけられているから、大学人のみを保守的とすることはできない。困難をおしてもあえて新しい試みを実現していくためには、何よりも大学人自身が研究討論を重ねるなかでその意義を深め新しい共通理解をつくりだすことが重要である。このことは、従来の経過と現状に照らして強調されなければならないが、同時に、こうした新しい試みを可能ならしめるため

の条件整備をふくむ環境づくりが重要であることも強調されるべきである。

VII

名古屋大学大学院教育学研究科は、昼間制であることを前提としてきたいわば典型的な大学院の一つである。当研究科には、従来から学部（教育学科、教育心理学科）を基礎とした教育学専攻と教育心理学専攻の2専攻からなる教育学研究科（博士課程）が置かれている。

本研究科では、時代の要請に応じて大学院を拡充する一環として、1990（平成2）年度から「発達臨床学専攻」という学部に基づきをもたない独立専攻を増設する計画をすすめてきたが、その一環として、その前期課程（修士課程）の一部に、大学院設置基準第14条による特例措置を導入することとした。学内はもちろん、各方面の支持と了解のもとに、発足直前のところまでできたが、国の予算案成立が遅れているので、以下に、同専攻の「学生募集要項（案）」中の14条特例に関する部分を掲げておく。

発達臨床学専攻中に第1、第2、第3類を設けるが、その第3類が社会人入学にあたり、入学者選抜に関して入試に課す外国語を1カ国語とするなどの特例を設けるとともに、入学後の履修の形態に14条特例によるくふうをこらそうとするものである。

資料1 教育学研究科発達臨床学専攻概要

1. 発達臨床学専攻設置の趣旨

近年、わが国では「高度化」「複雑化」「国際化」と称されるような急激な社会変動によって、青少年のみならず日本人全体の精神生活に危機的な病理現象が生起している。それは家族や学校のみならず、職場・企業を含めた地域、さらには国際化のもとでの帰国子女および外国人子弟や留学生の適応問題などに至るまで、社会のすべての生活の場に拡大している。また、こうした心病む人々に対する援助問題のみならず、健常児（者）のより十分な成長・発達を希求する積極的健康管理の要請も増大している。さらに社会の中における弱者的存在を強いられてきた障害児（者）に対する治療教育の問題において「総合教育」「交流教育」や「完全社会参加」等の現代的課題も提出されている。こうした現代社会の要請に応えるために、本専攻は教育学や教育心理学などの学際的視点からの臨床的・総合的研究と、それらの問題に対応する高度の専門的心理臨床家の養成を目的として設置された。

2. 授業科目

発達援助臨床学特論（必修）、発達援助臨床学研究演習Ⅰ、発達援助臨床学研究演習Ⅱ、
発達援助臨床学研究実習（必修）。

家族発達臨床学特論（必修）、家族発達臨床学研究演習Ⅰ、家族発達臨床学演習Ⅱ、
家族発達臨床学実習（必修）。

生涯発達教育学特論、生涯発達教育学研究演習、生涯発達教育学研究実習。

異文化間臨床教育学特論、異文化間臨床教育学研究演習、異文化間教育研究実習。

3. 教育学研究科には本専攻のほか、教育学専攻、教育心理学専攻の2専攻が設置されている。

資料2 平成2年度 名古屋大学大学院教育学研究科 修士課程発達臨床学専攻学生 募集要項（案）[抄]

平成2年度名古屋大学大学院教育学研究科修士課程発達臨床学専攻学生を下記により募集する。
（本研究科修士課程は、大学院設置基準にいう博士課程前期2年の課程であって修士課程として取り扱われるものである。）

1. 専攻およびその内容

発達臨床学専攻は、人間のライフコースを縦軸、個人・家族・地域・異文化間といった空間的拡

がりを横軸とする発達の視点に立って、臨床的・総合的研究に携わる研究者の養成と、社会の様々な臨床の場における実践家の養成ならびに心理臨床関係の在職社会の再教育のコースである。

本専攻は発達援助臨床学、家族発達臨床学、生涯発達教育学、異文化間臨床教育学の4講座によって構成されている。

2. 募集人員および対象 8名

上記専攻の趣旨により、次の3類の学生を募集する。

第1類…修士課程を修了後、博士後期課程へ進学を希望する者。

第2類…発達臨床学の高度な専門的能力を養おうとする修士課程のみを希望する者。

第3類…大学卒業後1年以上の心理臨床経験を有し、現在、心理臨床に携わる在職社会人で、さらに高度の専門的能力を養おうとする者。

3. 出願資格

- (1) 大学を卒業した者。
- (2) 文部大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）。
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者。
- (4) その他本研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者。

4. 出願書類

- (1) 入学志願票（当研究科交付のもの。）
- (2) 履歴書（当研究科交付のもの。第3類への志願者は臨床経験について必ず詳細に記載すること。）
- (3) 写真票、受験票（当研究科交付のもの。）
- (4) 受験承認書（官公庁その他民間会社等に在職の場合、所属機関の代表者発行のもの。様式は随意。）
- * (5) 調査書（当研究科交付の用紙により最終出身大学作成のもの。）
- * (6) 推薦書（同上）
- (7) 健康診断書（当研究科交付の用紙により最終出身校、保健所、国公立病院・診療所又は、これに準ずる医療機関の医師が出願前3か月以内に作成したもの。）
- (8) 論文抄録（当研究科交付の用紙により作成のもの。）
 - (イ) 卒業論文の抄録、または研究しようとするテーマに関連する研究論文の抄録とする。
 - (ロ) 学部卒業後、大学院学生、専攻科学生、研究生等として在学中の者、または1年以上在学した者は、当該期間の研究論文または研究報告の抄録を添付すること。
 - (ハ) 上記以降に、更に別の研究業績がある場合には、その抄録をもって(イ)と代えることができ

る。

(二) 黒色インクまたは鉛筆を用い、字数は約4,000字とする。

10部提出するものとし、1部正本、他の9部はその複写とする。

(9) 研究計画 (当研究科交付の用紙に黒色インクまたは鉛筆を用いて作成のもの。10部提出するものとし、1部正本、他の9部は複写とする。)

(10) 封筒 2枚(当研究科交付のものに、出願者本人の受信場所、氏名を記入し、それぞれ312円切手(簡易書留料)を貼付のこと。)

備考 ① 日本国籍を有しない者は、上記のほかには市区町村長発行の外国人登録済証明書を提出すること。

② 上記出願書類中*印の書類は、本学部卒業生及び卒業見込者は提出の必要はない。

5. 考査実施方法

(1) 書類審査、学力試験及び健康診断書により行う。

(2) 学力試験 筆記及び口述により行う。

(イ) 期 日 平成2年4月12日(木)から4月14日(土)

(ロ) 科 目 筆記試験(発達臨床学Ⅰ、発達臨床学Ⅱ、外国語)、口述試験

第1類、第2類への出願者はすべての科目を受験する。

第3類への出願者は発達臨床学Ⅱ、外国語、口述試験を受験する。

外国語は、英語、独語、仏語、露語、中国語の内2カ国語とし、英語を第1外国語とする。

第2外国語に関しては辞書1冊の持込みを認める。

なお、外国語は、第1類の受験者は2カ国語、第2類および第3類の受験者は第1外国語(英語)の1カ国語とする。

<注意> ① 筆記試験

発達臨床学Ⅰ 発達心理学、学習心理学、性格心理学、臨床心理学、精神発達障害学、社会心理学、産業心理学、教育統計学、幼児心理学、家族心理学、実験心理学および教育学を含む問題の中から選択し、発達臨床学の基礎学力を考査する。

発達臨床学Ⅱ 修士論文作成に必要な研究能力について考査する。

外国語 一般教養的語学力および専攻課程に関する語学力について考査する。

② 口述試験 論文抄録、研究計画を含む研究事項及び関連学力について試問する。

ただし、筆記試験の結果により口述試験の受験資格を失う場合がある。

- ③ 外国人留学生および第3類受験者については、あらかじめ願書受付開始日までに、本研究科教務学生係に問い合わせること。

資料3 発達臨床学専攻第2類・第3類学生について

1. 第2類および第3類の学生として入学し、修士課程を修了した者も、博士課程へ進学を希望するときには、博士課程後期入学試験の受験資格を持つ。

2. 第3類出願者について

(1) 心理臨床経歴

第3類の「心理臨床経歴」とは、次に掲げる機関または施設等において、高度な心理学的知識と技能を用いて臨床心理査定、臨床心理面接、臨床心理的地域援助および研究調査等の業務の経験とする。

- (1) 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神薄弱者更生相談所、婦人相談所等の福祉相談機関および障害児（者）入所・通所施設等。
- (2) 病院、精神保健センター等の医療施設。
- (3) 少年鑑別所、少年院、刑務所等の矯正保護機関および施設。
- (4) 家庭裁判所等の司法機関。
- (5) 教育相談機関。
- (6) 大学に設置された保健管理センター、心理教育相談室等。
- (7) その他これらに準ずる機関および施設。

また、特殊教育諸学校あるいは特殊学級での教育経験、学校の生徒指導担当の教育経験は、この心理臨床経歴に準ずるものとする。

(2) 心理臨床経歴期間

「臨床経歴の1年」とは、常勤の従事者としての1年である。ただし、「常勤の従事者」とは週3日以上勤務をする者をいう。週2日以下の者は非常勤の従事者として常勤者の6割として換算し、その期間が1年を満たす者である。

(3) 履修形態

第3類の学生の履修形態は、修学前半の1年間は、職場を離れ通常開講される授業および研究指導を受け、修学後半の1年間については、職場に復帰し、勤務しつつ、定期的または集中

的に通学し、平日の夜間・土曜日の午後等を開講する授業および研究指導を受けることができる。